

令和6年第1回（2月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖ヶ浦市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第 1 号	市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について	1 1
議案第 2 号	市の境界変更について	1 2
議案第 3 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	資料 省略
議案第 4 号	袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第 5 号	袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
議案第 6 号	袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 4
議案第 7 号	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 0
議案第 8 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
議案第 9 号	袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 4
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 7
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 8
議案第 1 3 号	袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 8
議案第 1 4 号	袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について	5 6
議案第 1 5 号	袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 9
議案第 1 6 号	袖ヶ浦市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6 0

議案番号	件名	頁
議案第17号	袖ヶ浦市監査委員に関する条例及び袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第18号	市道路線の変更について	64
議案第19号	市道路線の認定について	68
議案第20号	普通財産貸付契約の締結について	80
議案第21号	令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第22号	令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第23号	令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第24号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第25号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第26号	令和6年度袖ヶ浦市一般会計予算	別冊
議案第27号	令和6年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第28号	令和6年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第29号	令和6年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算	別冊
議案第30号	令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算	別冊

令和6年第1回（2月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第1号	<p>市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について (主な内容)</p> <p>経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴う袖ヶ浦市と木更津市の境界変更のため、両市の所有する道路、水路の財産処分について協議するに当たり、地方自治法第7条第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>	総務部
議案 第2号	<p>市の境界変更について (主な内容)</p> <p>経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴い、行政境界の変更の申し出があり、木更津市との協議の結果、また関係地権者の同意も得られ支障がないので、地方自治法第7条第6項の規定により、両市間の境界変更について、議会の議決を求めるものである。</p>	総務部
議案 第3号	<p>昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について (主な内容)</p> <p>昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、対象となる職員や債務が今後発生することはないと見込まれ、所期の目的を達成したことから、条例を廃止しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	総務部
議案 第4号	<p>袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人番号の利用に関する規定の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日</p>	総務部

議案番号	件名等	関係部等
議案 第5号	<p>袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>会計年度任用職員の給与について、一般職の職員の給与改定に準じて給料表を改定するとともに、地方自治法の一部改正等に伴い勤勉手当の支給を開始するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日 ほか</p>	総務部
議案 第6号	<p>袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>戸籍法の一部が改正され、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等が可能となったことに伴い、これらの事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年3月1日</p>	財政部
議案 第7号	<p>袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	市民子育て部
議案 第8号	<p>袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、重要事項の書面掲示の義務付け等について見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日 ほか</p>	市民子育て部
議案 第9号	<p>袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	福祉部

議案番号	件名等	関係部等
議案 第10号	<p>袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正並びに袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	福祉部
議案 第11号	<p>袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令で、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条文の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	福祉部
議案 第12号	<p>袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等で、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本市の指定介護予防支援等の事業の基準について見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日 ほか</p>	福祉部
議案 第13号	<p>袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等で、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本市の指定居宅介護支援等の事業の基準について見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日 ほか</p>	福祉部

議案番号	件名等	関係部等
議案 第14号	<p>袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件が告示され、新たな日本標準産業分類が制定されたことに伴い、引用している条文の整理を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	都市建設部 環境経済部
議案 第15号	<p>袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>袖ヶ浦市空家等対策審議会の調査審議事項に、管理不全空家等の認定及び措置に関する事項を追加するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	都市建設部
議案 第16号	<p>袖ヶ浦市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、一部の消防事務において手数料の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	消防本部
議案 第17号	<p>袖ヶ浦市監査委員に関する条例及び袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用している条項の整理を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	総務部 都市建設部
議案 第18号	<p>市道路線の変更について</p> <p>(主な内容)</p> <p>市道南袖神納線の拡幅整備に伴い市道奈良輪一丁目4号線の起点を変更すること及び市道路線に続く道路が宅地開発事業により築造されたため、市道蔵波110号線の終点を変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>	都市建設部
議案 第19号	<p>市道路線の認定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>宅地開発事業により築造された道路を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>	都市建設部

議案番号	件 名 等			関係部等
議案 第20号	普通財産貸付契約の締結について (主な内容) 市有財産の有効活用を図るため、旧学校給食センターの土地及び建物の貸付けに当たり、建物の貸付料を無償とするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。 貸付けの相手方 株式会社アクアテック			総務部
議案 第21号	令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第8号) (主な内容)			財政部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	302億 3千418万2千円	302億 1千557万6千円	1千860万6千円	
議案 第22号	令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	61億 8千148万円	62億 1千249万5千円	△ 3千101万5千円	
議案 第23号	令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	8億 2千732万4千円	8億 1千97万3千円	1千635万1千円	
議案 第24号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算(第3号) (主な内容)			福祉部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	47億 5千71万9千円	49億 6千986万円	△2億 1千914万1千円	
議案 第25号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(第3号) (主な内容) 補正後の収益的支出予定額 補正前の収益的支出予定額 16億5千626万6千円 16億6千822万8千円 予定額の増減 △1千196万2千円 補正後の資本的支出予定額 補正前の資本的支出予定額 6億8千436万8千円 7億405万7千円 予定額の増減 △1千968万9千円			都市建設部

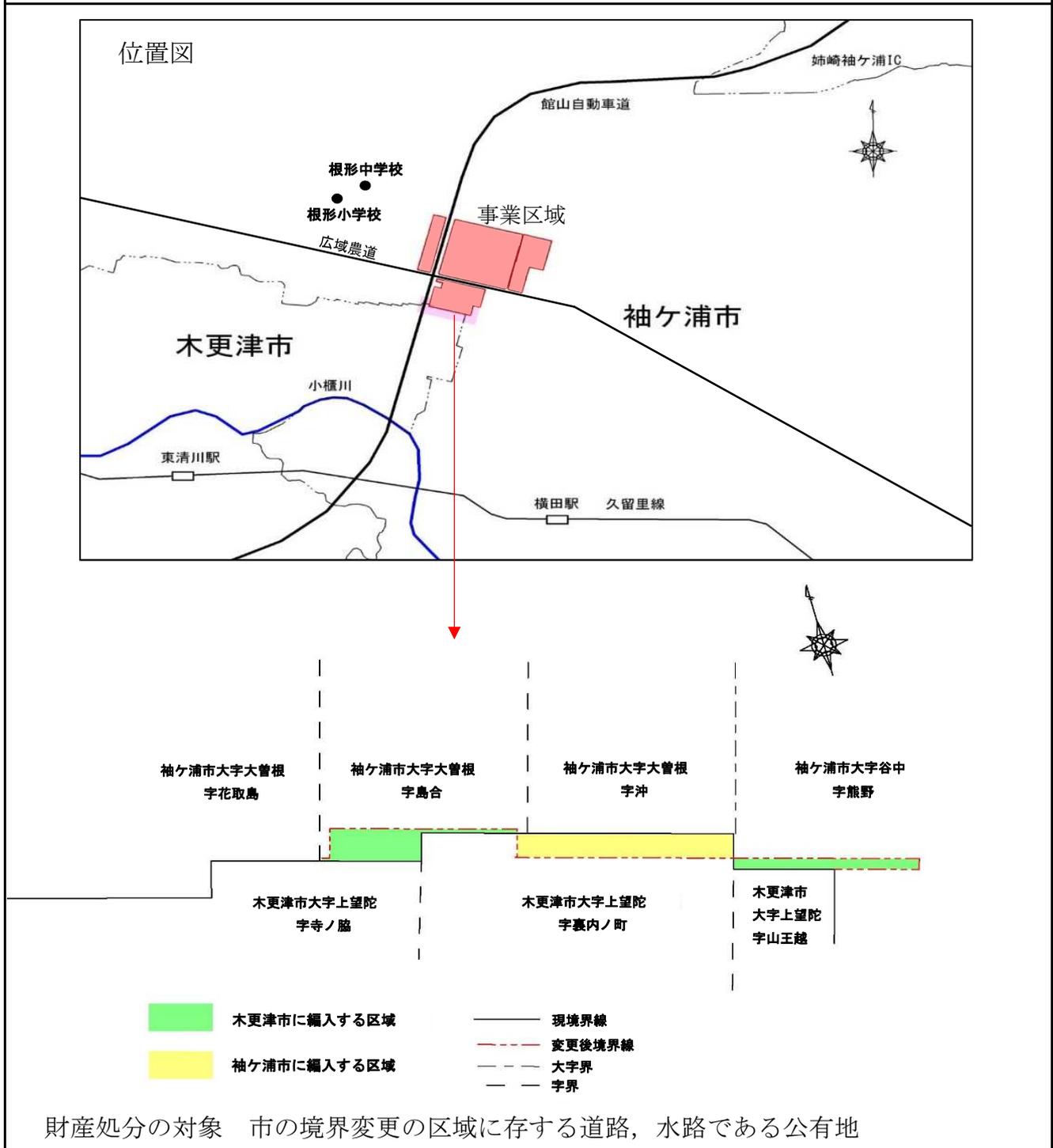
議案番号	件 名 等				関係部等
議案 第26号	令和6年度袖ヶ浦市一般会計予算 (主な内容)				財政部
	6年度当初予算	5年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	296億5千万円	283億2千万円	4.7%	13億 3千万円	
議案 第27号	令和6年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算 (主な内容)				市民子育て 部
	6年度当初予算	5年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	61億 1千200万円	62億 300万円	△ 1.47%	△ 9千100万円	
議案 第28号	令和6年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算 (主な内容)				市民子育て 部
	6年度当初予算	5年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	9億 3千300万円	8億 1千200万円	14.9%	1億 2千100万円	
議案 第29号	令和6年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算 (主な内容)				福祉部
	6年度当初予算	5年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	49億 6千400万円	49億 4千400万円	0.4%	2千万円	
議案 第30号	令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算 (主な内容)				都市建設部
	(1) 収益的支出				
	6年度当初予算	5年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	16億 2千100万円	16億 6千700万円	△ 2.76%	△ 4千600万円	
	(2) 資本的支出				
	6年度当初予算	5年度当初予算	増減率	予算額の増減	
8億 4千500万円	7億 200万円	20.37%	1億 4千300万円		

議案第1号資料

市の境界変更についての参考表

関係団体名	異動人口	異 動 面 積			主たる地目
		出	入	増△減	
袖ヶ浦市	—	2,019.51 m ²	2,019.51 m ²	0.00 m ²	田
木更津市	—	2,019.51 m ²	2,019.51 m ²	0.00 m ²	田

袖ヶ浦市・木更津市 境界変更区域図

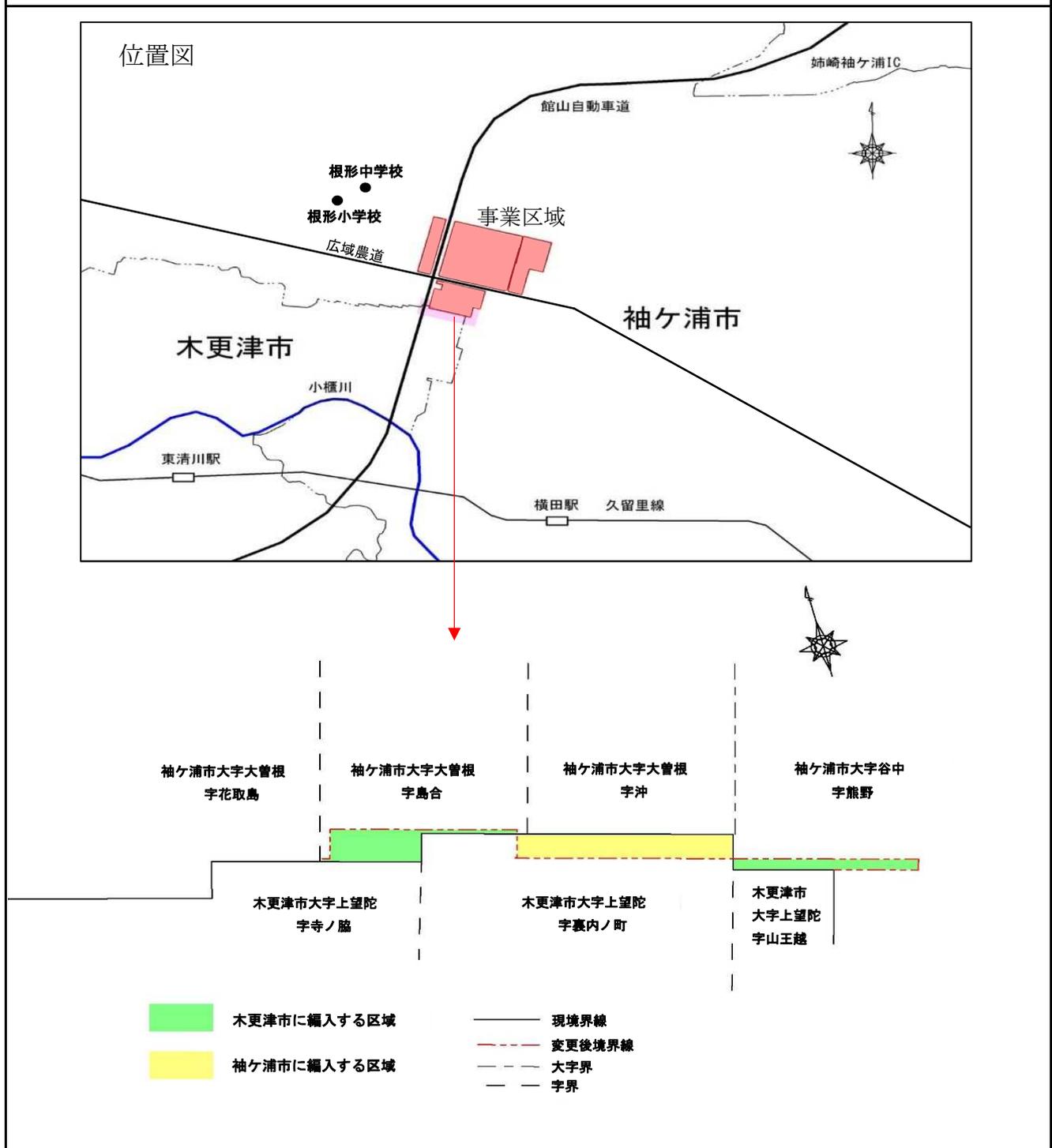


議案第2号資料

市の境界変更についての参考表

関係団体名	異動人口	異 動 面 積			主たる地目
		出	入	増△減	
袖ヶ浦市	—	2,019.51 m^2	2,019.51 m^2	0.00 m^2	田
木更津市	—	2,019.51 m^2	2,019.51 m^2	0.00 m^2	田

袖ヶ浦市・木更津市 境界変更区域図



袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> <u>番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、通勤に係る費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 _____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第17条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u> _____をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、通勤に係る費用弁償<u>及び期末手当</u> _____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第2項中「給与条例第21条第2項及び第4項に規定する期末手当基礎額」とあるのは「給与条例第22条第2項及び第3項に規定する勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項

中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額（これにより難いときは、任命権者が別に定める額）」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項第1号中「勤勉

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額（これにより難いときは、任命権者が別に定める額）」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額（これにより難いときは、任命権者が別に定める額）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1（第4条関係）

給料表

職 種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
(1) (2)から(5)までに 規定する職種以外の職 種		円	円
	1	162,100	208,000
	2	163,200	209,700
	3	164,400	211,400
	4	165,500	212,900
	5	166,600	214,400

別表第1（第4条関係）

給料表

職 種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
(1) (2)から(5)までに 規定する職種以外の職 種		円	円
	1	150,100	198,500
	2	151,200	200,300
	3	152,400	202,100
	4	153,500	203,900
	5	154,600	205,400

<u>6</u>	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>
<u>7</u>	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>
<u>8</u>	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>
<u>9</u>	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>
<u>10</u>	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>
<u>11</u>	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
<u>12</u>	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
<u>13</u>	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
<u>14</u>	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
<u>15</u>	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
<u>16</u>	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
<u>17</u>	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
<u>18</u>	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
<u>19</u>	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
<u>20</u>	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
<u>21</u>	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
<u>22</u>	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
<u>23</u>	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
<u>24</u>	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
<u>25</u>	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>

<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>
<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>
<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>

<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>

<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>
<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>
<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>
<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>
<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>
<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>
<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>
<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>
<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>
<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>
<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>
<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>
<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>
<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>
<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>
<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>
<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>
<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>
<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>

<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
<u>64</u>	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
<u>65</u>	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
<u>66</u>	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
<u>67</u>	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
<u>68</u>	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
<u>69</u>	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>

<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>
<u>65</u>	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>
<u>68</u>	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>

	<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>		<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>
	<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>		<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>
	<u>86</u>	<u>246,800</u>			<u>86</u>	<u>244,500</u>	
	<u>87</u>	<u>247,200</u>			<u>87</u>	<u>245,100</u>	
	<u>88</u>	<u>247,600</u>			<u>88</u>	<u>245,600</u>	
	<u>89</u>	<u>248,000</u>			<u>89</u>	<u>246,100</u>	
	<u>90</u>	<u>248,500</u>			<u>90</u>	<u>246,600</u>	
	<u>91</u>	<u>248,800</u>			<u>91</u>	<u>246,900</u>	
	<u>92</u>	<u>249,100</u>			<u>92</u>	<u>247,300</u>	
	<u>93</u>	<u>249,400</u>			<u>93</u>	<u>247,600</u>	
(2) 単純事務	<u>1</u>	<u>156,400</u>		(2) 単純事務	<u>1</u>	<u>144,800</u>	
	<u>2</u>	<u>157,500</u>			<u>2</u>	<u>145,800</u>	
	<u>3</u>	<u>158,600</u>			<u>3</u>	<u>146,900</u>	
	<u>4</u>	<u>159,500</u>			<u>4</u>	<u>147,700</u>	
	<u>5</u>	<u>160,600</u>			<u>5</u>	<u>148,700</u>	
	<u>6</u>	<u>161,800</u>			<u>6</u>	<u>149,800</u>	
	<u>7</u>	<u>162,900</u>			<u>7</u>	<u>150,800</u>	
	<u>8</u>	<u>164,000</u>			<u>8</u>	<u>151,900</u>	
	<u>9</u>	<u>165,400</u>			<u>9</u>	<u>153,300</u>	
(3) スクールカウンセラー	<u>1</u>	<u>509,100</u>		(3) スクールカウンセラー	<u>1</u>	<u>509,100</u>	
	<u>2</u>	<u>525,500</u>			<u>2</u>	<u>525,500</u>	
	<u>3</u>	<u>552,700</u>			<u>3</u>	<u>552,700</u>	
	<u>4</u>	<u>570,600</u>			<u>4</u>	<u>570,600</u>	
	<u>5</u>	<u>581,800</u>			<u>5</u>	<u>581,800</u>	
	<u>6</u>	<u>600,600</u>			<u>6</u>	<u>600,600</u>	
	<u>7</u>	<u>640,000</u>			<u>7</u>	<u>640,000</u>	

	<u>8</u>	<u>660,600</u>			<u>8</u>	<u>660,600</u>	
(4) 外国語指導助手	<u>1</u>	<u>349,600</u>		(4) 外国語指導助手	<u>1</u>	<u>349,600</u>	
(5) 税徴収事務指導員	<u>1</u>	<u>374,300</u>		(5) 税徴収事務指導員	<u>1</u>	<u>374,300</u>	

附則第2項 袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうちの、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちの、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

附則第3項 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第23号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</u> <u>第17条第1項後段及び第27条第1項後段中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。</u></p>

袖ヶ浦市手数料条例新旧対照表

改正後				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	名称	事務の内容	金額	区分	名称	事務の内容	金額
1	戸籍の 謄本又 は抄本 の交付 手数料	戸籍法（昭和22年法律 第224号）第10条第 1項、第10条の2第1 項から第5項まで若しく は第126条の規定によ る戸籍の謄本若しくは抄 本又は同法第120条第 1項、 <u>第120条の2第 1項若しくは第126条 の規定による戸籍証明書</u> _____ _____ _____ _____の交付	1通につき450円（多 機能端末機（本市の電子 計算機と電気通信回線で 接続された端末機であつ て、証明書を交付する機 能を有するものをいう。 以下同じ。）による交付 の場合にあつては、35 0円）	1	戸籍の 謄本又 は抄本 の交付 手数料	戸籍法（昭和22年法律 第224号）第10条第 1項、第10条の2第1 項から第5項まで若しく は第126条の規定によ る戸籍の謄本若しくは抄 本又は同法第120条第 1項_____若しくは第126条 の規定による <u>磁気ディス クをもって調製された戸 籍に記録されている事項 の全部若しくは一部を証 明した書面</u> の交付	1通につき450円（多 機能端末機（本市の電子 計算機と電気通信回線で 接続された端末機であつ て、証明書を交付する機 能を有するものをいう。 以下同じ。）による交付 の場合にあつては、35 0円）
2	略			2	略		
2の2	戸籍電 子証明 書提供 用識別 符号の	戸籍法第120条の3第 2項の規定による戸籍電 子証明書提供用識別符号 の発行（情報通信技術を 活用した行政の推進等に	戸籍電子証明書提供用識 別符号1件につき400円				

発行手数料	<u>関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び4の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄</u>
-------	---

		<u>本若しくは抄本又は戸籍 証明書の請求を行う場合に おける当該発行を除く。)</u>					
3	除籍の 謄本又 は抄本 の交付 手数料	戸籍法第12条の2にお いて準用する同法第10 条第1項若しくは第10 条の2第1項から第5項 までの規定若しくは同法 第126条の規定による 除かれた戸籍の謄本若し くは抄本又は同法第12 0条第1項、 <u>第120条 の2第1項若しくは第1 26条の規定による除籍 証明書</u> _____ _____ _____の 交付	1通につき750円	3	除籍の 謄本又 は抄本 の交付 手数料	戸籍法第12条の2にお いて準用する同法第10 条第1項若しくは第10 条の2第1項から第5項 までの規定若しくは同法 第126条の規定による 除かれた戸籍の謄本若し くは抄本又は同法第12 0条第1項_____ _____若しくは第1 26条の規定による <u>磁気 ディスクをもって調製さ れた除かれた戸籍に記録 されている事項の全部又 は一部を証明した書面の 交付</u>	1通につき750円
4	略			4	略		
4の2	除籍電 子証明 書提供 用識別	戸籍法第120条の3第 2項の規定による除籍電 子証明書提供用識別符号 の発行（情報通信技術を	除籍電子証明書提供用識 別符号1件につき700円				

<u>符号の 発行手 数料</u>	<u>活用した行政の推進等に 関する法律第7条第1項 の規定により同法第6条 第1項に規定する電子情 報処理組織を使用する方 法により除籍電子証明書 提供用識別符号の発行を 行う場合（当該発行に係 る除籍電子証明書の請求 が同項の規定により同項 に規定する電子情報処理 組織を使用する方法によ り行われた場合に限る。） における当該発行及び除 籍電子証明書提供用識別 符号の発行に係る除籍電 子証明書の請求を行う者 が同時に当該除籍電子証 明書が証明する事項と同 一の事項を証明する除か れた戸籍の謄本若しくは 抄本又は除籍証明書の請 求を行う場合における当 該発行を除く。）</u>
---------------------------	--

5	届出等の受理又は届書等の記載事項の証明手数料	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書、 <u>同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</u> 若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円
6	届書等の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	<u>1件</u> につき350円

5	届出等の受理又は届書等の記載事項の証明手数料	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書又は <u>同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</u> 若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書_____の交付	1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円
6	届書等の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類_____を閲覧に供する事務	<u>書類1件</u> につき350円

7～27	略	7～27	略
備考		備考	
1・2 (略)		1・2 (略)	

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項_____の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u> _____をもって調製する ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 （略）</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製する ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 （略）</p>
---	---

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 福祉作業所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支援法第77条第5項に規定する地域生活支援事業で、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中一時支援（以下「日中一時支援」という。）に関する事。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 福祉作業所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支援法第77条第3項に規定する地域生活支援事業で、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中一時支援（以下「日中一時支援」という。）に関する事。</p> <p>(4) (略)</p>

袖ヶ浦市介護保険条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,780円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,512円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,196円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,080円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,920円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,952円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,552円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,160円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,256円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>80,496円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、</p>

- かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (8) 次のいずれかに該当する者 102, 600円
ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (9) 次のいずれかに該当する者 116, 280円
ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 129, 960円
ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 143, 640円
ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 157, 320円
ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (13) 次のいずれかに該当する者 164, 160円
ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)

- かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (8) 次のいずれかに該当する者 93, 600円
ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満で_____
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (9) 次のいずれかに該当する者 106, 080円
ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満で_____
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 109, 200円
ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満で_____
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 112, 320円
ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満で_____
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 115, 440円
ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満で_____
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
- (13) 次のいずれかに該当する者 118, 560円
ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満で_____
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 171,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,152円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,152円」とあるのは、「32,832円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,152円」とあるのは、「46,854円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 124,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの 保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,472円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの 保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,472円」とあるのは、「29,952円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの 保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,472円」とあるのは、「43,680円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第14条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するもの)に限る。)の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第9条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第14条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第9条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

新旧対照表

改正後	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所_____ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所_____</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項の_____</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>

(以下この項において「主任介護支援専門員」という。) でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者___又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____

_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ

った場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

った場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製する
_____をもって調製する
ファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（第33条第33号の規定を除く。）を遵守するよう措置を講じさせること。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることがで

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者

は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置を講じさせること。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることがで

きる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第16号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア (略)

イ 第33条第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第18号の規定による評価の結果の記録

オ 第33条第19号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第33条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制

きる。

(秘密保持等)

第25条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア (略)

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第16号に規定する 評価の結果の記録

オ 第33条第17号に規定するモニタリングの結果の記録

限する行為（同条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

- (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 担当職員は、第16号の規定による実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回 _____、利用者面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 担当職員は、第13号の規定による実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ (略)

(20) (略)

(21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22) (略)

(23) (略)

(24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第

イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____

_____においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(18) (略)

(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20) (略)

(21) (略)

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第

26号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第30号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うこと

24号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第28号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこと

ができる。

2 (略)

ができる。

2 (略)

袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44人又はその端数を増すごとに1人とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49人又はその端数を増すごとに1人とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35人</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>___又はその端数を増すごとに1人とする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>

(1) (略)

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者___又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること_____

_____等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用する

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製する
ファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用する

るもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

るもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

と。

ウ (略)

(18) (略)

(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(33) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用

イ (略)

(16) (略)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(20)の2 (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用

申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第32条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第15号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) （略）

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（電磁的記録等）

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他

申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第32条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) （略）

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（電磁的記録等）

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他

文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第30号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____

_____により行うことができる。

2 (略)

文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

第1条 袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後								現 行										
別表（第4条―第9条関係）								別表（第4条―第9条関係）										
地区整備計画区域の名称	地区の名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)		(カ)	地区整備計画区域の名称	地区の名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)		(カ)	
		建築物の用途の制限	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	道路境界線からの距離	敷地境界線からの距離	制限の緩和の条件			建築物の高さの最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	道路境界線からの距離	敷地境界線からの距離	制限の緩和の条件	建築物の高さの最高限度
略								略										
袖ヶ浦椎の森工業団地2期地区地区整備計画区域		建築することができる建築物(1)～(8) (略)(9) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(法別表第二(る)項第2号に規定するものを除く。ただし、 <u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)</u> に掲げる中分類09―食料品			1,000平方メートル	3メートル。ただし、道路の歩道部分と敷地との間に法面等が存在し、道路に対	1メートル	(1) 地盤面下に設ける建築物であること。(2) 建築物の管理上最小限必要な附帯施設であること。	袖ヶ浦椎の森工業団地2期地区地区整備計画区域		建築することができる建築物(1)～(8) (略)(9) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(法別表第二(る)項第2号に規定するものを除く。ただし、 <u>日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)</u> に掲げる中分類09―食料品				1,000平方メートル	3メートル。ただし、道路の歩道部分と敷地との間に法面等が存在し、道路に対	1メートル	(1) 地盤面下に設ける建築物であること。(2) 建築物の管理上最小限必要な附帯施設であること。

	<p>製造業に分類される産業の用に供する建築物及び日本標準産業分類に掲げる中分類16—化学工業、中分類24—金属製品製造業、中分類26—生産用機械器具製造業、中分類27—業務用機械器具製造業、中分類29—電気機械器具製造業又は中分類71—学術・開発研究機関に分類される産業の用に供する建築物のうち医薬品、化粧品、医療機器、医薬部外品で自然素材を活用した物、特定保健用食品、栄養機能食品等又はその基幹部を構成する製品の製造又は研究開発を行うものは、この限りでない。 (10) (略)</p>			<p>する壁面の後退が不合理となる場合には、1メートル</p>							<p>製造業に分類される産業の用に供する建築物及び日本標準産業分類に掲げる中分類16—化学工業、中分類24—金属製品製造業、中分類26—生産用機械器具製造業、中分類27—業務用機械器具製造業、中分類29—電気機械器具製造業又は中分類71—学術・開発研究機関に分類される産業の用に供する建築物のうち医薬品、化粧品、医療機器、医薬部外品で自然素材を活用した物、特定保健用食品、栄養機能食品等又はその基幹部を構成する製品の製造又は研究開発を行うものは、この限りでない。 (10) (略)</p>							<p>する壁面の後退が不合理となる場合には、1メートル</p>					
略										略													

第2条 袖ヶ浦市企業振興条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 対象施設 次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する認定発電設備を除く。</p> <p>ア 製造・エネルギー関連施設 <u>統計法（平成19年法律第53号）</u>第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）による大分類Eの製造業の用に供する施設、中分類33の電気業の用に供する施設及び中分類34のガス業の用に供する施設</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 対象施設 次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する認定発電設備を除く。</p> <p>ア 製造・エネルギー関連施設 <u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。</u>以下「産業分類」という。）による大分類Eの製造業の用に供する施設、中分類33の電気業の用に供する施設及び中分類34のガス業の用に供する施設</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(空家等対策審議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>管理不全空家等及び特定空家等の認定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(空家等対策審議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定空家等</u> _____ の認定に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

袖ヶ浦市消防手数料条例新旧対照表

改正後				現 行					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
手数料を徴収する 事務	区分			金額	手数料を徴収する 事務	区分			金額
略				略					
3 法第11条第1項前段の規定による貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略)	(5) 浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所の設置に かかるもの	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上5,00 0キロリットル未 満のもの	<u>1,450,000円</u>	3 法第11条第1項前段の規定による貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略)	(5) 浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所の設置に かかるもの	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上5,00 0キロリットル未 満のもの	<u>1,180,000円</u>
			危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上10,0 00キロリットル未 満のもの	<u>1,720,000円</u>				危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上10,0 00キロリットル未 満のもの	<u>1,410,000円</u>
			危険物の貯蔵最大 数量が10,000キロ リットル以上50,0 00キロリットル未 満のもの	<u>1,920,000円</u>				危険物の貯蔵最大 数量が10,000キロ リットル以上50,0 00キロリットル未 満のもの	<u>1,590,000円</u>
			危険物の貯蔵最大 数量が50,000キロ	<u>2,360,000円</u>				危険物の貯蔵最大 数量が50,000キロ	<u>1,950,000円</u>

		リットル以上100,000キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,740,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>5,640,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>7,240,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>8,790,000円</u>
	(6)～(12) (略)		
略			

		リットル以上100,000キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,270,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>4,550,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>5,820,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>7,070,000円</u>
	(6)～(12) (略)		
略			

第1条 袖ヶ浦市監査委員に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第4条 委員に対し、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったとき、委員は、10日以内に当該監査に着手しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の決定)</p> <p>第10条 市長が、法第243条の2の8第3項の規定により、職員の賠償責任の決定を委員の監査に付したとき、委員は、20日以内に賠償責任の有無及び賠償額を決定し、市長に回付しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第4条 委員に対し、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったとき、委員は、10日以内に当該監査に着手しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の決定)</p> <p>第10条 市長が、法第243条の2の2第3項の規定により、職員の賠償責任の決定を委員の監査に付したとき、委員は、20日以内に賠償責任の有無及び賠償額を決定し、市長に回付しなければならない。</p>

第2条 袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>



No.	路線名
①	奈良輪一丁目4号線



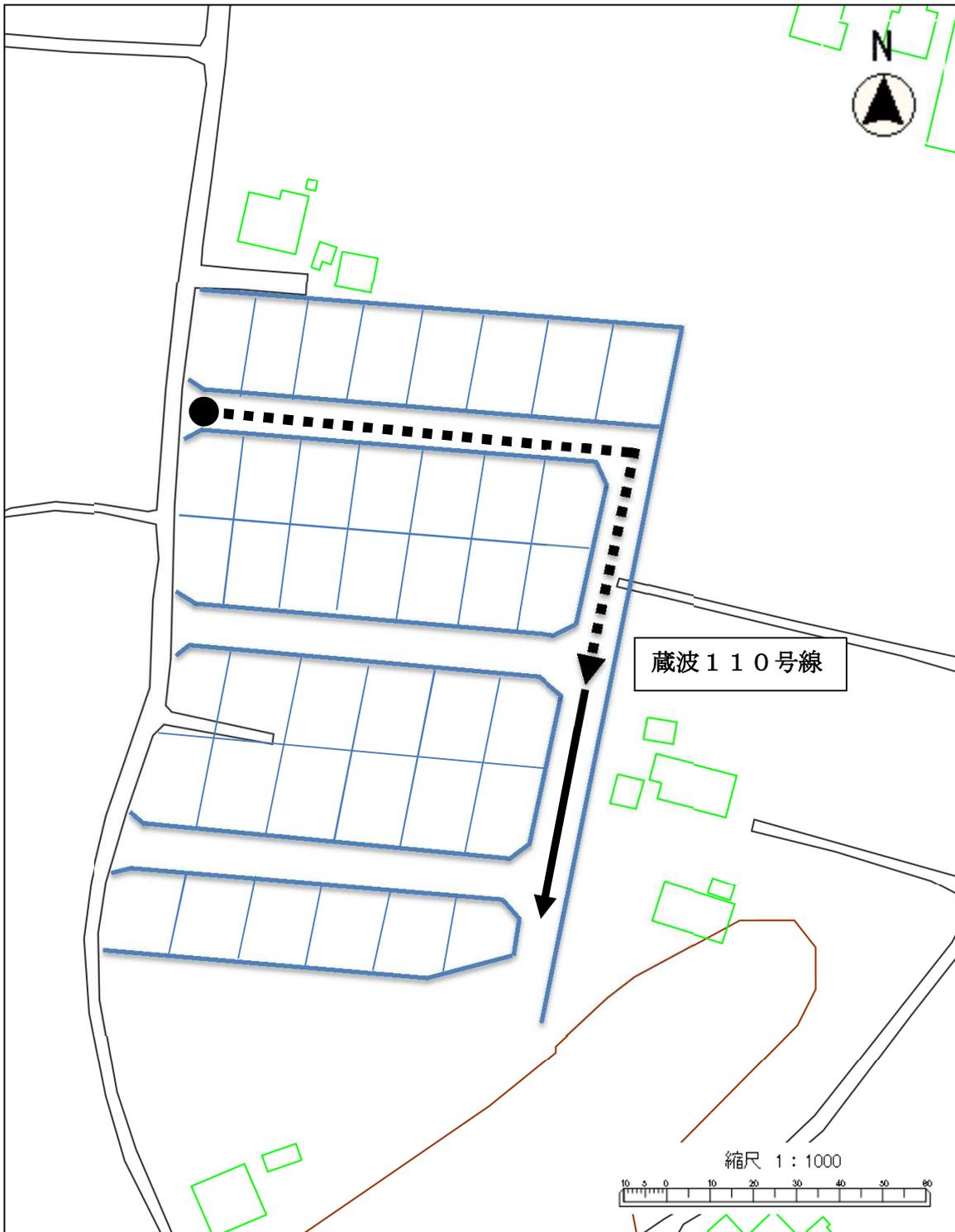
No.	路線名
②	蔵波110号線

位置図

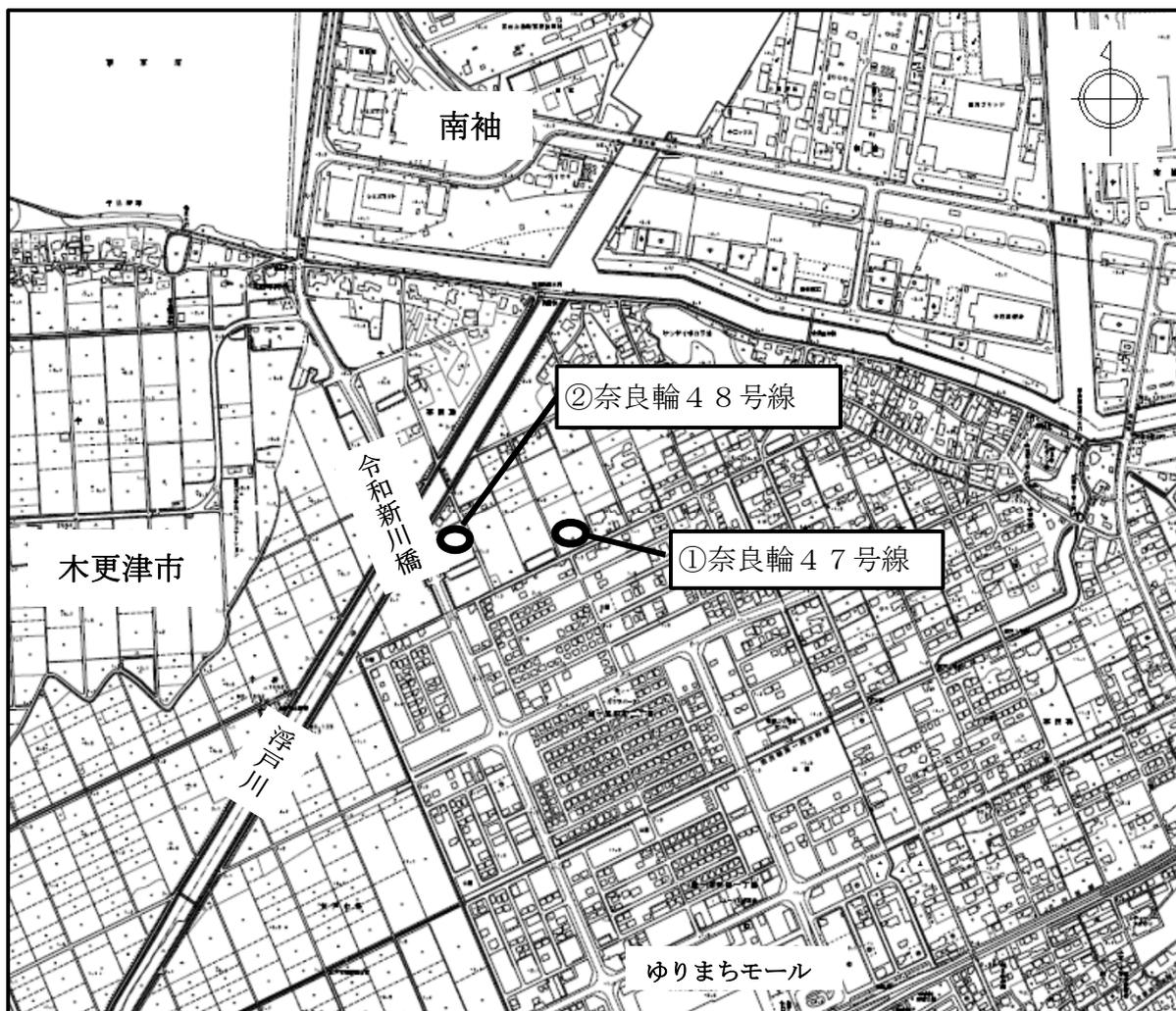


路線名	区分	表示	起点 (地先)	延長
			終点 (地先)	
奈良輪一丁目4号線	新起点	●——	奈良輪一丁目1番1	301.68m
			奈良輪一丁目2番5	
	旧起点	●■■■	奈良輪一丁目3番1	191.74m
			奈良輪一丁目2番5	

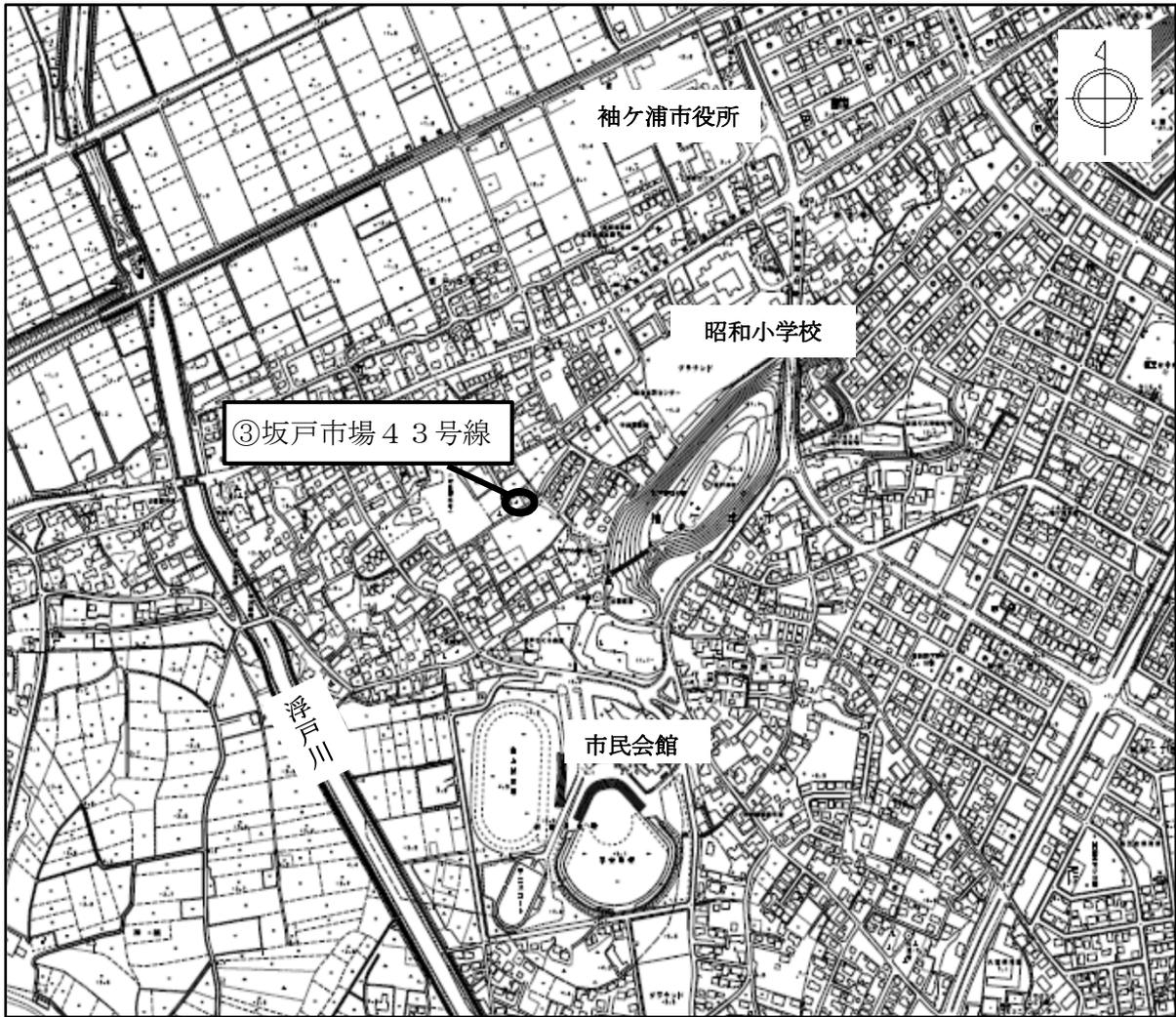
位置図



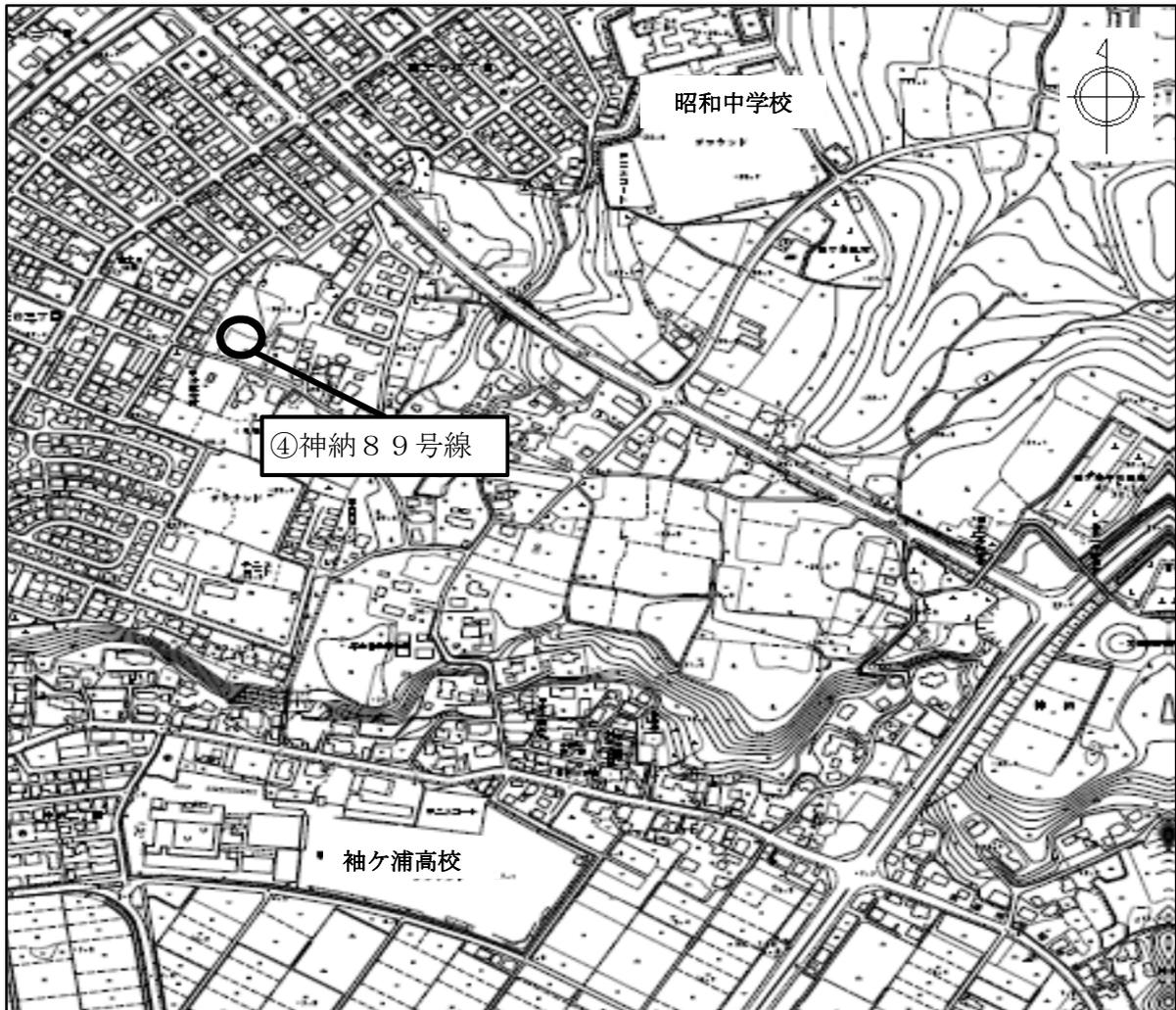
路線名	区分	表示	起点 (地先)	延長
			終点 (地先)	
蔵波110号線	新 終点	→	蔵波字中ノ代2915番25	191.12m
			蔵波字中ノ代2916番36	
	旧 終点	- - - →	蔵波字中ノ代2915番25	139.98m
			蔵波字中ノ代2915番31	



No.	路線名
①	奈良輪47号線
②	奈良輪48号線



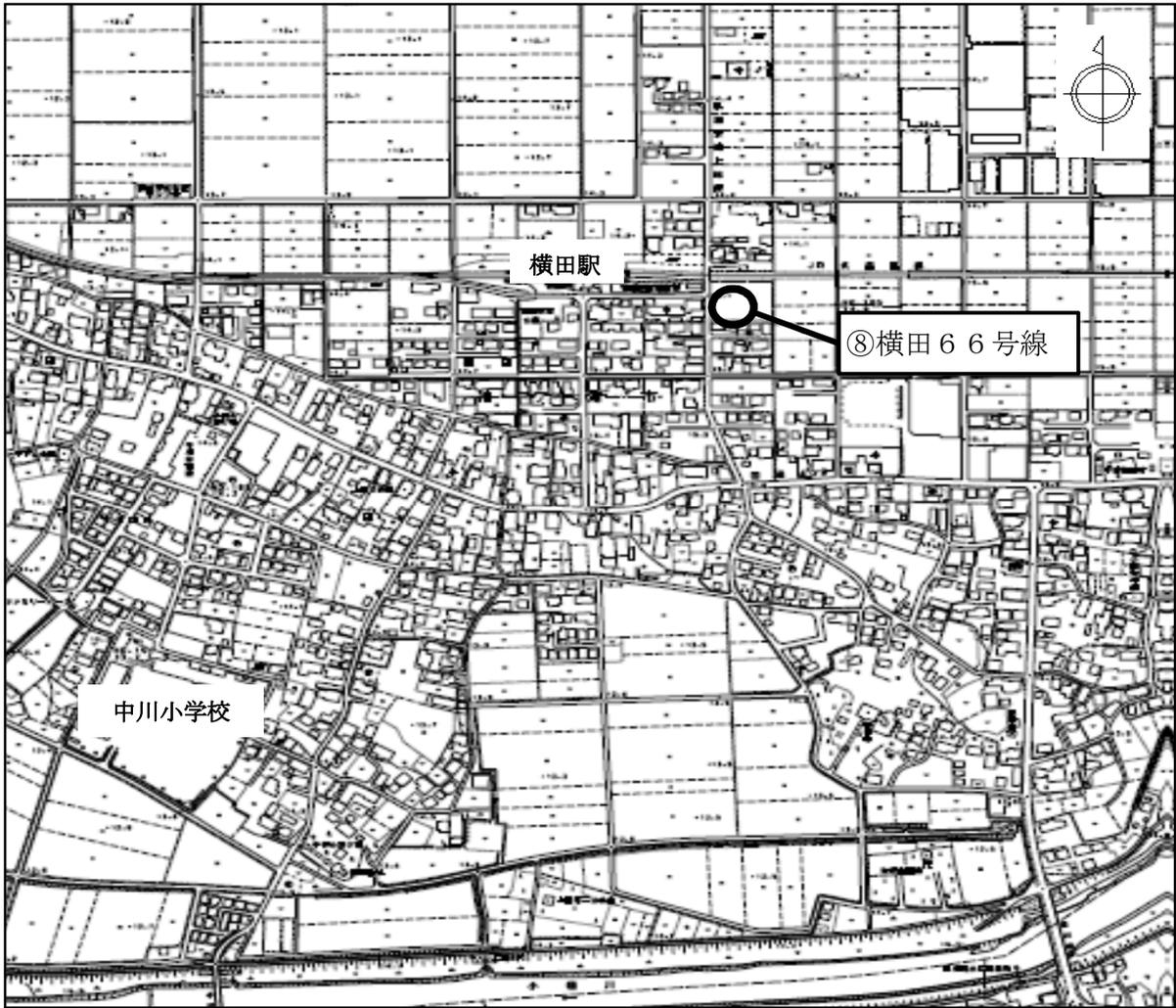
No.	路線名
③	坂戸市場43号線



No.	路線名
④	神納89号線

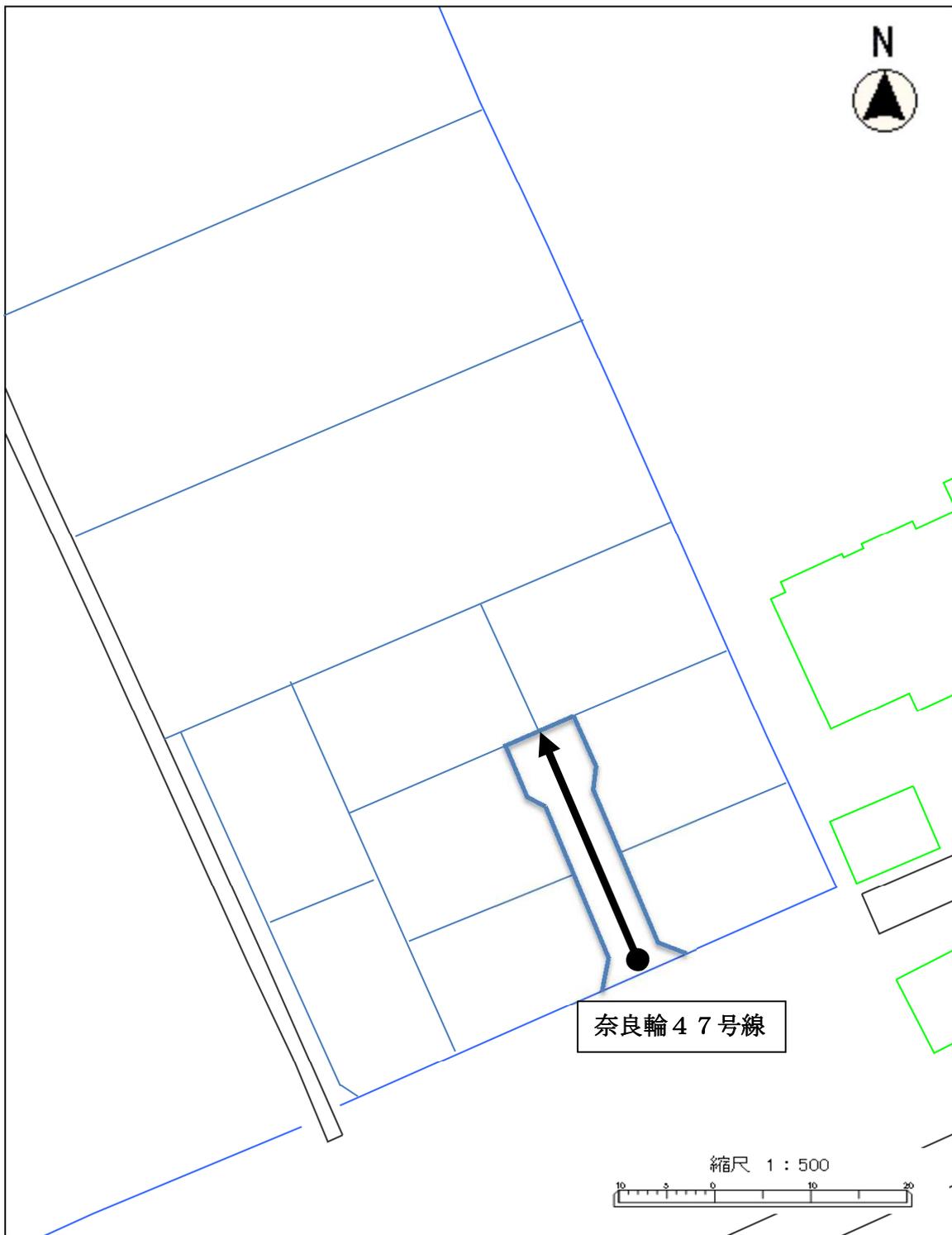


No.	路線名
⑤	蔵波 1 1 4 号線
⑥	蔵波 1 1 5 号線
⑦	蔵波 1 1 6 号線



No.	路線名
⑧	横田66号線

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
奈良輪47号線	奈良輪字三ヶ所原1668番4	26.03m
	奈良輪字三ヶ所原1668番2	

位置図



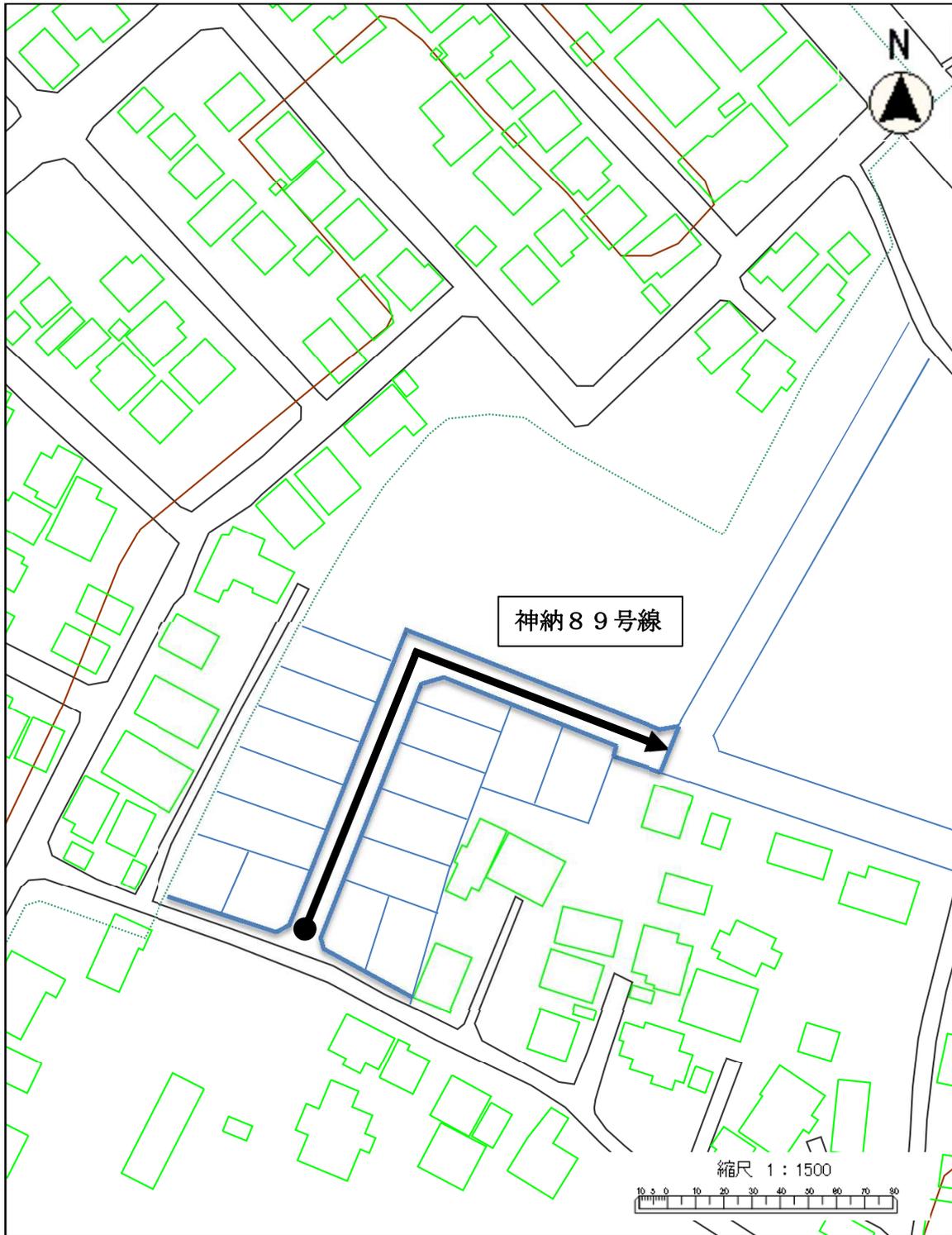
路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
奈良輪48号線	奈良輪字三ヶ所原1698番3	32.13m
	奈良輪字三ヶ所原1698番7	

位置図



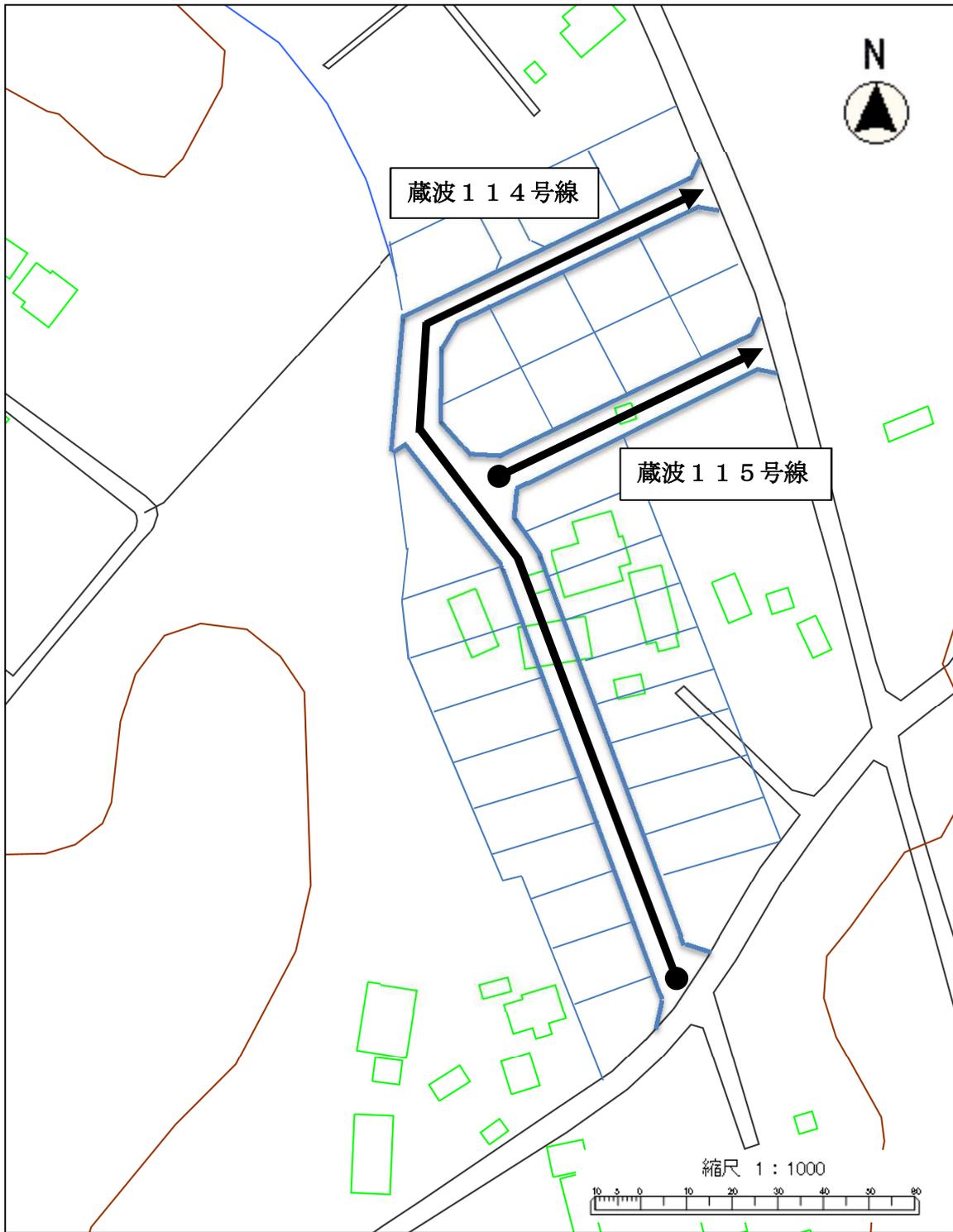
路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
坂戸市場43号線	坂戸市場字下向原1476番7	55.62m
	坂戸市場字下向原1476番10	

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
神納89号線	神納字宮ノ後3362番15	125.68m
	神納字宮ノ後3365番4	

位置図



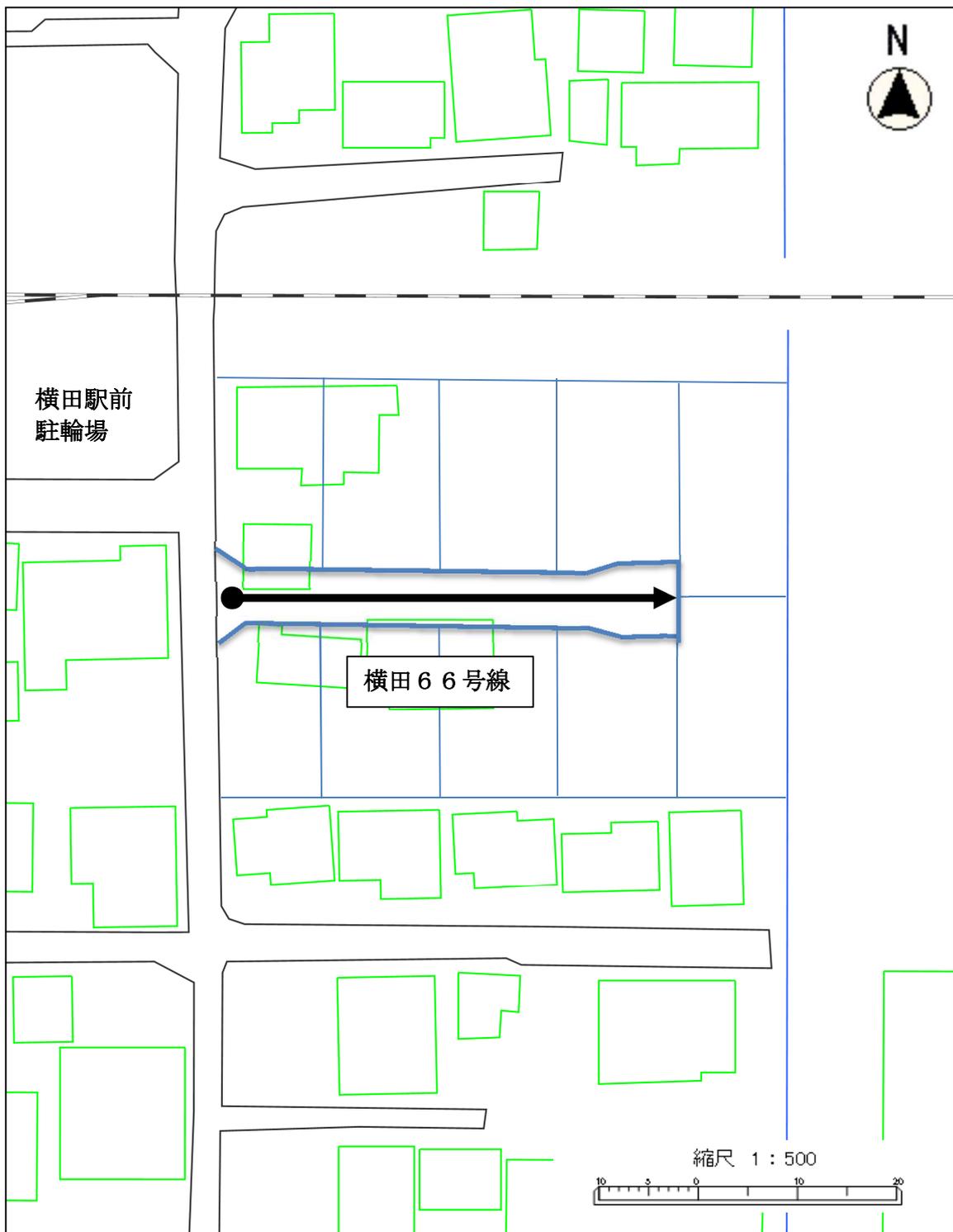
路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
蔵波114号線	蔵波字大明神墳2954番37	227.96m
	蔵波字大明神墳2954番57	
蔵波115号線	蔵波字大明神墳2954番53	58.99m
	蔵波字大明神墳2954番21	

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
蔵波116号線	蔵波字中ノ代2916番30	77.20m
	蔵波字中ノ代2916番36	

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
横田66号線	横田字仲町1942番5	45.30m
	横田字仲町1942番11	

議案第20号資料

貸付けの相手方の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 株式会社アクアテック |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 坂巻 和彦 |
| 3 | 所 在 地 | 千葉県市原市八幡1番地 |
| 4 | 主たる業務 | (1) 半導体その他電子機器部品製造販売
(2) 労務者派遣業
(3) 物品の仕分け、荷造り、梱包並びに運搬荷役業務
(4) 不動産の売買、賃借、保有及び管理並びにそれらの仲介及び斡旋 |
| 5 | 資本金の額 | 2,000万円 |

旧学校給食センター位置図



